

住宅改修費申請の手引き

上越市 高齢者支援課
(平成 30 年 8 月 1 日版)

要支援または要介護の認定を受け、在宅で生活している人が、その居住する住宅において以下の種類の住宅改修を行った場合は、その費用（20万円が上限です。）の7割から9割の額が住宅改修費として支給されます。

1 住宅改修の種類

種 類	機能または構造など
1. 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒予防や移動、移乗動作に役立てることを目的として設置するものです。
2. 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をさします。 ※ 昇降機、リフト、段差解消機など、動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象となりません。 ※ スロープの設置に伴う、転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置も含まれます。
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	以下のような住宅改修が該当します。 ○居室における畳敷から板製床材、ビニル系床材などへの変更 ○浴室における、床材のすべりにくいものへの変更 ○通路面における、滑りにくい床材への変更 など
4. 引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去なども含まれます。
5. 洋式便器等への便器の取替え	一般的には、和式便器を洋式便器に取り替える場合や、既存の便器の位置や向きの変更が想定されます。 ※ 和式便器から暖房便座や洗浄機能が付いた洋式便器への取替えは対象となりますが、既に使用している洋式便器にこれらの機能を追加する工事は対象となりません。

※ 水洗でない和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗式洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化のための費用相当額は対象となりません。

※ なお、改修の内容によっては支給できない場合があります。支給対象となるかどうか不明な場合は、市へお問い合わせください。

住宅改修費の支給ができない場合（例）

- 行った改修が支給対象となる改修の種類に該当しない場合
- 被保険者の居住する住宅(=住民票を置いている住宅)以外の住宅の改修を行った場合
- 行った改修の内容が被保険者に必要と認められない場合
(被保険者本人のために行ったものと認められない場合など)
- 入院中に申請したが、そのまま退院せず被保険者が当該住宅を使わなかった場合
※ 改修完了前に被保険者が死亡した場合、その時点で完成している部分の費用のみ支給されます。

2 住宅改修費の支給申請方法

住宅改修費は、次のいずれかの方法により支給されます。

償還払い	改修費用の全額を施工者に支払った後、市から費用の7割から9割の支給を受ける方法です。
受領委任払い	改修費用の1割から3割のみを施工者に支払い、残りの7割から9割は市から施工者へ支給する方法です。 ※ 次のいずれかに該当する人は、受領委任払いを利用することはできません。 <ul style="list-style-type: none">・介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている人・医療機関または介護保険施設などに入院または入所中の人・要介護認定の申請中のため、要介護度が決定していない人

(1) 償還払いにより支給を受けるための手続き

1. 介護支援専門員（ケアマネジャー等）に相談します。



2. 市へ申請を行います。

工事の前に、市へ「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」を提出します。
（添付する書類）

- ・住宅改修が必要な理由書（原則としてケアマネジャーが作成します。担当するケアマネジャーがいない場合は、市へご相談ください。）
 - ・工事費見積もり書
 - ・改修前の写真（便所、浴室、廊下等の箇所ごとに撮影してください。また、原則として撮影日がわかるものをご用意ください。）
 - ・住宅改修の完成予定の状態がわかるもの（簡単な図を用いたもの）
 - ・住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が本人でない場合のみご提出ください。）
 - ・その他必要な書類（改修を行おうとする家が賃貸住宅の場合など）
- ※ 申請は、高齢者支援課（木田庁舎1階）、南・北出張所、各総合事務所で行うことができます。
- ※ 市へ申請を行う前に住宅改修を開始した場合は、住宅改修費の支給を受けることはできません。



3. 市から「住宅改修費支給申請書確認通知書」が届きます。

併せて、6. で使用する「介護保険住宅改修実施報告書」が届きます。



4. 住宅改修を開始します。



5. 住宅改修が終了したら、改修費用の全額を施工者へ支払います。



6. 市へ住宅改修の終了を報告します。

「介護保険住宅改修実施報告書」に必要事項を記入し、市へ提出します。

（添付する書類）

- ・領収証（被保険者本人（フルネーム）宛てとし、必ず社印又は代表者印を押印してください。
また、原本を提出できないときは、市職員に原本を窓口で提示してください。）
- ・工事費内訳書
- ・改修前および改修後の写真（便所、浴室、廊下等の箇所ごとに撮影してください。また、原則として撮影日がわかるものをご用意ください。）



7. 住宅改修費（改修費用の7割から9割）が支給されます。

市から「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書」が届きます。その後、口座振込により、住宅改修費が支給されます。

(2) 受領委任払いにより支給を受けるための手続き

1. 介護支援専門員（ケアマネジャー等）に相談します。



2. 市へ申請を行います。

工事の前に、市へ「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」を提出します。
（添付する書類）

- ・住宅改修が必要な理由書（原則としてケアマネジャーが作成します。）
 - ・工事費見積もり書
 - ・改修前の写真（便所、浴室、廊下等の箇所ごとに撮影してください。また、原則として撮影日がわかるものをご用意ください。）
 - ・住宅改修の完成予定の状態がわかるもの（簡単な図を用いたもの）
 - ・住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が本人でない場合のみご提出ください。）
 - ・居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する委任状（利用者、施工者ともに必要事項を記入・押印したもの）
 - ・その他必要な書類（改修を行おうとする家が賃貸住宅の場合など）
- ※ 申請は、高齢者支援課（木田庁舎1階）、南・北出張所、各総合事務所で行うことができます。
- ※ 市へ申請を行う前に住宅改修を開始した場合は、住宅改修費の支給を受けることはできません。



3. 市から「住宅改修費支給申請書確認通知書」が届きます。

併せて、6. で使用する「介護保険住宅改修実施報告書」が届きます。



4. 住宅改修を開始します。



5. 住宅改修が終了したら、改修費用の1割から3割を施工者へ支払います。



6. 市へ住宅改修の終了を報告します。

「介護保険住宅改修実施報告書」に必要事項を記入し、市へ提出します。

（添付する書類）

- ・領収証（被保険者本人（フルネーム）宛てとし、必ず社印又は代表者印を押印してください。また、原本を提出できないときは、市職員に原本を窓口で提示してください。）
- ・工事費内訳書
- ・改修後の写真（便所、浴室、廊下等の箇所ごとに撮影してください。また、原則として撮影日がわかるものをご用意ください。）



7. 市から「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書」が届きます。市から施工者へ、住宅改修費（改修費用の7割から9割）が支給されます。

(参考) 受領委任払いにおける利用者負担の考え方

施工者は、住宅改修が完成したら、改修費用に1/10から3/10を乗じた額(1円未満の端数切り上げ)を利用者負担額として利用者から受領します。

【利用者負担額(1割から3割)の算出に当たっての留意事項】

- 1円未満の端数は切り上げます。

(例) 改修費用の額が123,456円の場合

【1割負担の場合】

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 123,456 \text{円} \times 1/10 = 12,345.6 \text{円} \\ &\div \underline{12,346 \text{円}} \text{ (1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

【2割負担の場合】

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 123,456 \text{円} \times 2/10 = 24,691.2 \text{円} \\ &\div \underline{24,692 \text{円}} \text{ (1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

【3割負担の場合】

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 123,456 \text{円} \times 3/10 = 37,036.8 \text{円} \\ &\div \underline{37,037 \text{円}} \text{ (1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

- 住宅改修を行うことにより、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の額が上限額(20万円)を上回る場合は、上限額内の改修費用の額に1/10から3/10を乗じた額と上限額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。

(例) 既に155,555円分の住宅改修を行っている利用者が、80,000円の住宅改修を行った場合

【1割負担の場合】

$$\begin{aligned} \text{(支給限度基準額内の改修費用の額)} &= 200,000 \text{円} - 155,555 \text{円} \\ &= 44,445 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(支給限度基準額を超える改修費用の額)} &= 80,000 \text{円} - 44,445 \text{円} \\ &= 35,555 \text{円} \end{aligned}$$


$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 44,445 \text{円} \times 1/10 + 35,555 \text{円} \\ &= 4,444.5 \text{円} + 35,555 \text{円} = 39,999.5 \\ &\div \underline{40,000 \text{円}} \text{ (1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

※ 上限額(20万円)を超える改修費用の額は、住宅改修費の支給の対象とはなりません。

【領収書の記載例】

領収証には、以下の事項を記載してください。

- ① 領収日
- ② 支払者（利用者）名
- ③ 施工者の名称
- ④ （利用者負担額の）領収額
- ⑤ 改修費用（10割）の額

領 収 証	
平成〇〇年〇月〇日	
上 越 太 郎 様	
金 額	¥ 1 2 , 3 4 6 -
但し トイレ、脱衣室及び浴室への手すりの取り付け及び廊下の段差解消工事（改修費用 123,456 円）の利用者負担額として 上記正に領収いたしました。	
（住宅改修施工事業者名）	
	

3 住宅改修費の支給上限額

上限額（20万円）までの住宅改修を行い、住宅改修費の支給を受けた場合は、その後再び住宅改修を行っても、住宅改修費の支給を受けることはできません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、改めて上限額までの住宅改修を利用することができます。

(1) 介護の必要の程度が著しく高くなった場合

要介護度に応じた以下の「介護の必要の程度」の段階が、最初に住宅改修を着工した日から3段階以上上がった場合は、改めて上限額まで住宅改修を利用することができます。

ただし、この取扱いは1回に限られます。

介護の必要の程度（段階）	要 介 護 度
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2または要介護1
第1段階	要支援1

(2) 転居した場合

転居した場合は、転居前の住宅における住宅改修の利用状況と関係なく、転居後の住宅について上限額まで住宅改修を利用することができます。

4 その他の留意事項

(1) 住宅改修の設計および積算の費用について

住宅改修の前提として行われた設計および積算の費用については、住宅改修の費用として含めることは可能ですが、実際に住宅改修を行わなかった場合の設計および積算のみの費用については住宅改修費の支給対象にはなりません。

(2) 新築または増改築の場合

- 新築の場合は、住宅改修費の支給対象にはなりません。
- 増改築の場合は、新たに居室を設ける工事などは支給対象になりませんが、廊下の幅に合わせて手すりを取り付ける場合や、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合などは、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ、住宅改修費の支給対象となります。

(3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修と併せて対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出や按分などの適切な方法により、支給対象となる費用を算出してください。

(4) 本人や家族などが自ら住宅改修を行った場合

本人が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族などにより住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象となります。

- ※ 申請を行う際に添付する「工事費見積もり書」として、使用する予定の材料の内訳を記載した書類を本人または家族などが作成してください。
- ※ 住宅改修の終了を報告する際に添付する「領収証」は、材料の購入先が発行したものとしてください。また、「工事費内訳書」として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人または家族などが作成してください。

(5) ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

ひとつの住宅に複数の被保険者が居住する場合は、それぞれの被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことができます。

ただし、ひとつの住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、それぞれに有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。

例えば、被保険者が2人いる場合に、それぞれの居室の床材の変更を同時に行ったときは、それぞれが自らの居室に係る住宅改修について申請を行うことが可能ですが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが申請を行うこととなります。

(6) 利用者負担割合の判定時期について

平成30年8月から一定以上の所得のある方の利用者負担割合が3割（負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を毎年7月に郵送します。）になりますが、住宅改修費の支給にあたっては、領収書記載日時点の負担割合を適用します。

住宅改修を行う際は、利用者と施工者、介護支援専門員（ケアマネジャー）等との間の十分な連携のうえで実施されるようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

<p>(お問い合わせ先) 上越市高齢者支援課 賦課給付係</p>	<p>〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号 電話番号 025 (526) 5111 内線 1154 FAX番号 025 (526) 6115 Eメールアドレス kaigo@city.joetsu.lg.jp</p>
------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------